

茨市推第 318 号
令和2年5月23日

各地区連合自治会長の皆様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除並びに大阪府緊急
事態措置の緩和を踏まえた本市の対応等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和2年5月21日、緊急事態措置を実施すべき区域や基本的対処方針が変更されたほか、大阪府では、国の緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除されました。

本市では、5月22日開催の茨木市新型コロナウイルス対策本部において、市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会の対応及び公共施設等の対応について、現在の措置を5月31日まで継続することと決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、6月1日以降のイベント等の開催については、府等の感染予防ガイドライン等に基づいた適切な感染防止対策等を行うことを条件に可能とするとともに、市公共施設については、6月1日から全施設を原則、開館いたします。

さらに、市公共施設において、一部利用できない設備等を含む開館の状況等については、別添「市公共施設の休館状況一覧表」のとおりであるほか、図書館本館及び分館については、一部条件を付けて5月23日から開館することとしております。

なお、本市の対応等について、可能な範囲で単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。